配偶者からのＤＶに悩む女性の相談・支援

■人権キーワード

女性（DV）

■相談の主訴

相談者は夫から精神的、身体的ドメスティックバイオレンス（DV）を受けているが、相談者はDVと思っていない。

■相談者

２０代の女性。結婚し退職。

■家庭状況

* 結婚してから夫（３0代）と暮らし始め、現在は子ども（乳児）との３人暮らし。
* 夫方の両親と相談者との関係は良いが、息子のDV行為を夫の両親は気づいていない。
* 相談者には両親と妹がいるが、実家を頼りづらい。母は以前から義理の息子への印象が悪く、二人の結婚を快く思っていなかった。
* 結婚後は夫が家計や相談者の預金通帳を管理し、相談者には食費と少しだけのお小遣いしかない。

乳児

20代

30代

ジェノグラム

■相談に至った経緯

相談者の状況を把握していた母子保健窓口が連携していた病院の配慮により、市人権相談担当とつながる。

■相談内容・相談者の状況等

* 夫から日常的に暴力や暴言がある。交際している時から、恋愛DVのような感じであった。相談者は自身が悪いと思っており、無気力の状態であり、ＤＶ被害意識がなくＤＶと思っていない。
* 夫は日頃から頻繁に相談者に電話をしてくる。出産のための入院中も、電話を繋げたままにするように求められる。
* 夫は外で遊ぶことが多く、普段から家事と育児をせず、産前産後も家事をしなかった。
* 相談者は、夫から怒られることにしんどさを感じており、家事と子育てをしながらの環境に不安を感じている。

■対応

* これまでの被害内容や相談者の不安を聴き、人権相談の利用を促した後、相談者の気持ちに寄り添い、出張相談や自宅訪問をするなどして相談者との関係を築いた。
* 夫からの再度の暴力により、子どもを連れて避難した後、関係機関と連携して配偶者暴力防止センターを紹介し、住民票を異動。
* 相談者にＤＶであることを気づいてもらい、相談者は離婚の意思を固める。

■評価および今後の課題

* 母子保健担当や病院との連携により、相談者との関係ができた。
* 夫との関係により、相談者が無気力にさせられ、当事者意識が薄かったが、関係機関との連携による相談や継続した見守りを行なったことで、相談者自身に当事者意識が芽生えた。
* 今後も見守りの必要なケース
* 夫が母子を探す可能性があり、ＤＶ防止関係機関以外に、子ども虐待防止機関・相談窓口につないでおく必要がある。
* 母子として生活していくことになるため、生活支援や保育、就労支援等の関係機関との連携をしていく必要がある。

■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス等

○病院（産婦人科）

○大阪府女性相談センター

○大阪府内の子ども家庭センター

○大阪府警察 生活安全担当部署

○市町村の母子保健担当・保健師・乳幼児健康診断機関

○市町村の人権担当部署・人権相談窓口

○市町村のDV支援担当部署や配偶者暴力相談支援センター（女性相談センター）

○市町村の住民票担当部署（DV等支援措置の実施）

○市町村の養育支援機関・地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンター

○母子・父子自立支援員

○市町村の生活支援機関

○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

○人権文化センター

○市町村人権協会

○市町村の保育所・園

○市町村の地域就労支援センター等の就労支援機関